

■ **届出**が必要な行為 (\*届出書等は、2部(緑化は1部)提出してください。)

		市域全域 (小樽歴史景観区域を除く。)	小樽歴史景観区域 (①~⑮)	登録歴史的建造物	保存樹木等	緑化 (緑化計画書)
建築物	建築	◎ 下記のいずれかに該当する新築、増築、改築又は移転 (1) 高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が1.5mを超えるもの (2) 延べ面積(増築にあっては、増築後の延べ面積)が500㎡を超えるもの *ただし、この規模を超える増築のうち、増築に係る部分の床面積が50㎡以下のものは除く。 ■ 上記の規模を超えるもので、一壁面の変更新面積(増築を伴うものにあつては、増築部分の壁面の面積を含む。)がその面の過半となる外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	◎ 下記のいずれかに該当する新築、増築、改築又は移転 (1) 高さ(増築にあっては、増築に係る部分の高さ)が5mを超えるもの (2) 建築面積(増築にあっては、増築に係る部分の床面積)が10㎡を超えるもの ■ 上記の規模を超えるもので、高さが5mを超える部分又は一壁面の変更新面積(増築を伴うものにあつては、増築部分の壁面の面積を含む。)がその面の過半となる外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ■ 除却で延べ面積が10㎡以上80㎡未満のもの	■ 増築、改築、移転、全部若しくは一部の除却 ■ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ■ 外観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為		■ 延べ面積が500㎡を超える建築物の新築で、かつ敷地面積が1,000㎡以上のもの
	工	◎ 下記のいずれかに該当する新設、増築、改築又は移転 (1) 木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもので、高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が1.5mを超えるもの (2) 上記のもの以外で、高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が8m(建築物に設置される場合にあつては、1.5m)を超えるもの ■ 上記の規模を超えるもので、変更面積(増築を伴うものにあつては、増築部分の面積を含む。)が全体の過半となる外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	◎ 下記のいずれかに該当する新設、増築、改築又は移転 (1-1) さく、垣、擁壁その他これらに類するもので、高さ(増築にあっては、増築に係る部分の高さ)が1.5mかつ長さ(増築にあっては、増築に係る部分の長さ)が3mを超えるもの (1-2) さく、垣、擁壁その他これらに類するもので、見付面積(増築にあっては、増築に係る部分の見付面積)が10㎡を超えるもの (2) 上記のもの以外で、高さ(増築に係る部分の高さ)が5m又は長さ(増築にあっては、増築に係る部分の長さ)が5mを超えるもの ■ 上記の規模を超えるもので、変更面積(増築を伴うものにあつては、増築部分の面積を含む。)が全体の過半となる外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	■ 増築、改築、移転、全部若しくは一部の除却 ■ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ■ 外観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為		
	保存樹木等開発行				◎ 下記のいずれかに該当するもの (1) 伐採その他その現状変更 (2) 生育に影響を及ぼす行為	
	開発行					■ 敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の宅地開発

(注) ・ 高さについては、全て地盤面からの高さ。  
 ・ □ の範囲は、法に基づき届出が必要となる行為。【特定届出対象行為】

■ **許可**が必要な行為 (\*許可申請書等は、2部提出してください。)

		市域全域 (小樽歴史景観区域及び禁止地域を除く。)	小樽歴史景観区域 (歴史的景観地域①~⑪⑬) (新都市景観形成地域⑭⑮)	禁止地域 (歴史的景観地域⑫【水天宮周辺地区】) (第1種低層住居専用地域) (その他対象地域)
屋外広告物	自家用広告物	◎ 下記のいずれかに該当する広告物 (1) 表示面積の合計が1事務所又は1営業所当たり、10㎡を超えるもの (2) 地盤面から上端までの高さが4mを超える部分の表示面積の合計が、1㎡を超えるもの	◎ 下記に該当する広告物 (1) 表示面積の合計が1事務所又は1営業所当たり、1㎡を超えるもの	■ 設置表示不可 (注1) (注2)
	自家用以外の広告物	■ 全て要許可	■ 設置表示不可 (注2)	■ 設置表示不可 (注2)

(注1) : 規模や色彩など定められた基準に適合する広告は設置可。  
 (注2) : 道標・案内図板その他公共的目的をもった広告物や、学校・病院など施設への案内を目的とする広告は、許可を受けて設置可。

必要図書等は裏面を御確認ください。

景観法  
及び  
景観条例  
に基づく  
届出行為

市内で**建築行為等**や**屋外広告物の設置**などを行う場合には、『小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例』による**届出**や『小樽市屋外広告物条例』による**許可**が必要となることがあります。

屋外広告物法  
及び  
屋外広告物条例  
に基づく  
許可申請

小樽市建設部  
新幹線・まちづくり推進室  
景観まちづくりグループ

電話 : 0134-32-4111(内線 7472)  
 FAX : 0134-32-3963  
 メール : matizukuri@city.otaru.lg.jp

# 建築物・工作物等に係る届出の手續等

## ■ 届出に必要な図書

必要図書		付近見取図	配置図	各階平面図	各面立面図	現況写真	完成予想図※	外構平面図	設計仕様書	委任状※※	施行方法を明らかにする図面
建築物・工作物	新築(新設)・増築・改築・移転	○	○	○	○	○	○				
	除却	○				○					
	修繕・模様替・色彩の変更	○	○		○	○	○				
登録(指定)歴史的建造物	増築・改築・移転	○	○	○	○	○	○		○	○	
	除却(全部)	○	○			○					○
	除却(一部)	○	○	○	○	○					○
保存樹木等	移植・伐採	○				○					○
	緑化(緑化計画書)	○				○					○

- (注) ・届出書及び必要図書は、**2部**提出してください。(緑化計画書は**1部**)
- ・※完成予想図とは、パース又は立面図に着色したものをいいます。
  - ・※※委任状は、所有者から行為等について委任を受けた場合に必要となります。
  - ・完了届は1部提出してください。

# 屋外広告物に係る許可の手續等

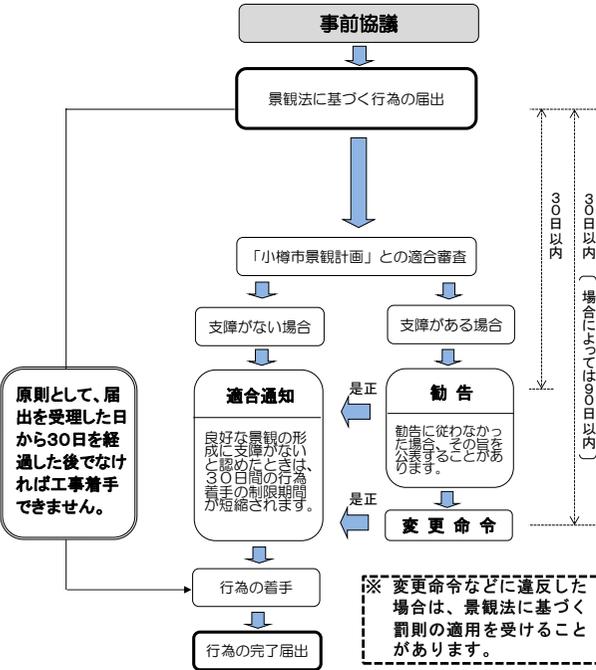
## ■ 許可申請に必要な図書

必要図書		付近見取図・配置図	広告物のカラー写真	広告物の構造図・仕様書	土地・建物に関する承諾書	写し及び住資格等必要抄本の写し書面の	屋外広告物点検結果報告書	現況写真	※高さ4mを超える工作物を設置する場合	工作物の確認申請書の写し
許可申請	新規	○		○	△	△		○	△	
	継続		※○		△	※△	※○			
	変更	△		△	△	△		△	△	
届出	完了	○								
	除却	○								

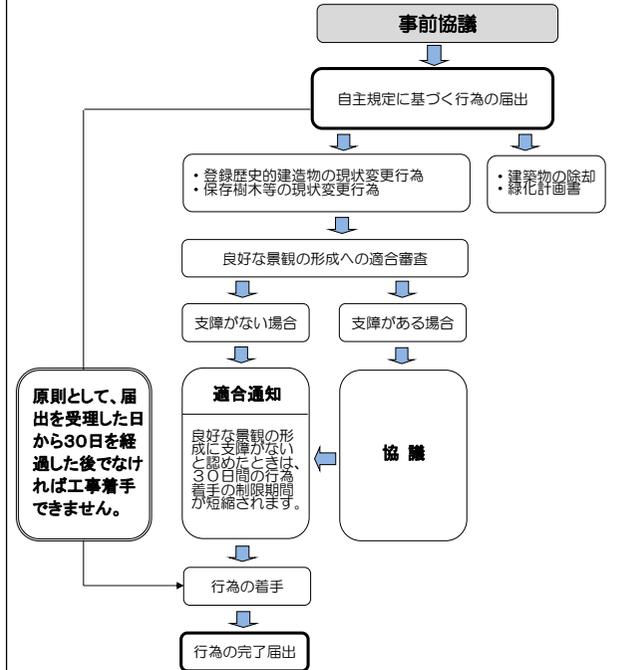
- (注) ・許可申請書及び必要図書は、**2部**提出してください。
- ・△については、必要に応じて添付してください。
  - ・※については、固定広告物のみの場合に限ります。
  - ・完了届は1部、除却届は2部提出してください。

## 《 届出手続きの流れ 》

### ・法に基づく届出行為の手續きの流れ



### ・自主規定に基づく届出行為の手續きの流れ



## ■ 許可申請手数料及び許可の有効期間

区分	金額	許可の有効期間
地上広告物 (アーチ式広告物を除く)	表示面積 5㎡につき 1,300円	3年以内
屋上広告物	表示面積 5㎡につき 1,900円	
アーチ式広告物	照明装置等のないもの 1基につき 3,800円	
	照明装置等のあるもの 1基につき 5,400円	
電柱広告物	1個につき 300円	1年以内
はり札	1枚につき 220円	
はり紙	50枚につき 300円	
立看板	1枚につき 910円	1月以内
広告幕・広告網、のぼり・旗	1枚につき 650円	
広告車	1台につき 1,900円	15日以内
アドブルー広告物	1個につき 1,700円	

## 《 許可申請手續きの流れ 》

